

参考資料

1 日野市地域福祉計画策定委員会

(1) 日野市地域福祉計画策定委員会名簿

(◎委員長 ○副委員長)

選出区分	団体・役職名	氏名（敬称略）
公募市民	市民委員	佐々木 隆
	市民委員	種村 靖彦
	市民委員	菅野 明子
有識者	法政大学現代福祉学部教授	宮城 孝 ◎
	法政大学現代福祉学部准教	土屋 典子
関係機関	日野市民生・児童委員協議会	星谷 正男 ○
	日野市老人クラブ連合会友愛委員長	小松 静生
	特定非営利活動法人やまぼうし理事長	伊藤 勲
	日野市ケアマネ協議会・介護相談室めいぷる	山口 節子
	平山中地区青少年育成会会長	鈴木 民江
	日野市地域包括支援センター・あいりん	本村 雄一
	日野市社会福祉協議会	浜野 智之
行政職員	企画部長	荻原 弘次
	健康福祉部長	大坪 冬彦
	子ども部長	高田 明彦
	教育部長	米田 裕治

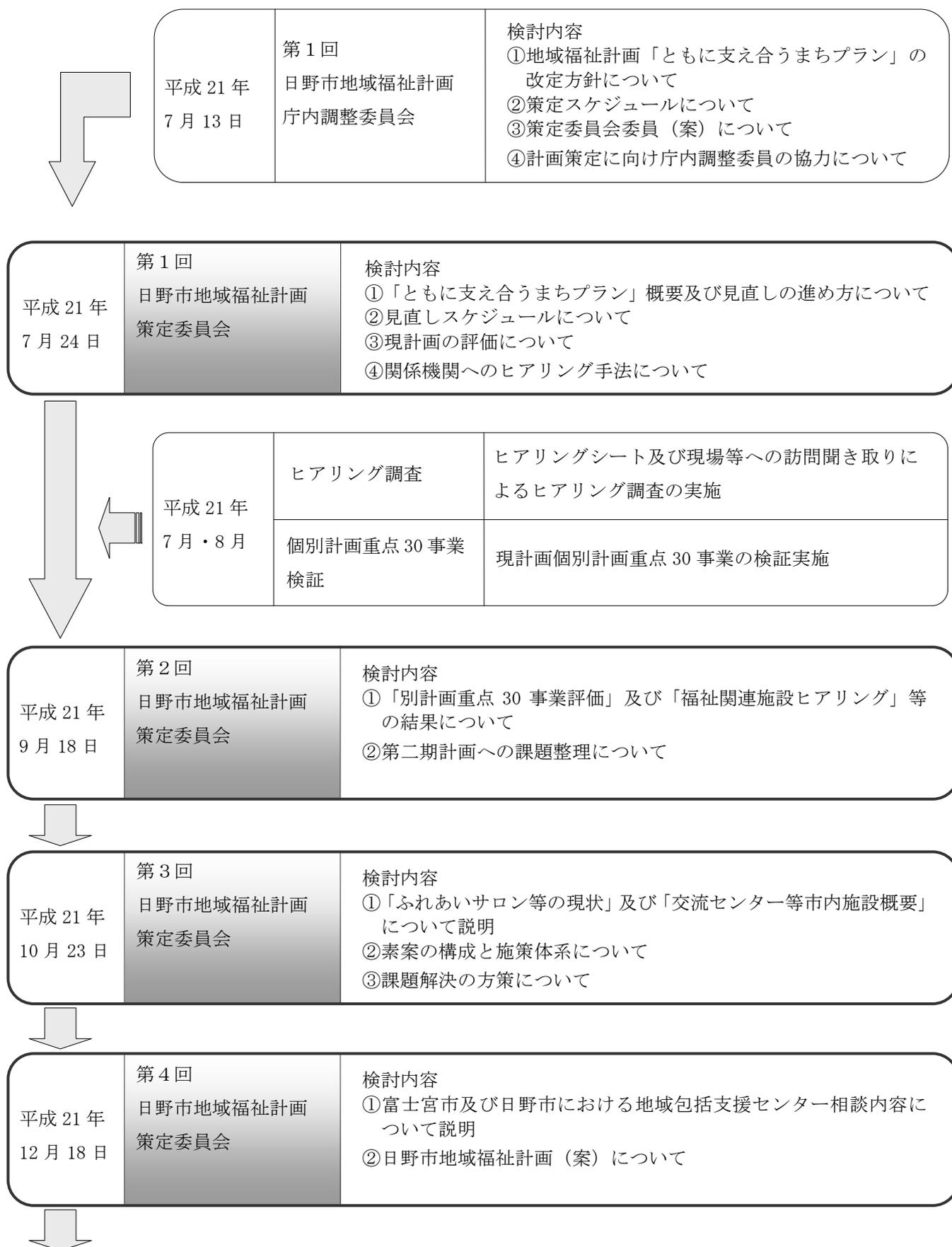
2 日野市地域福祉計画庁内調整委員会

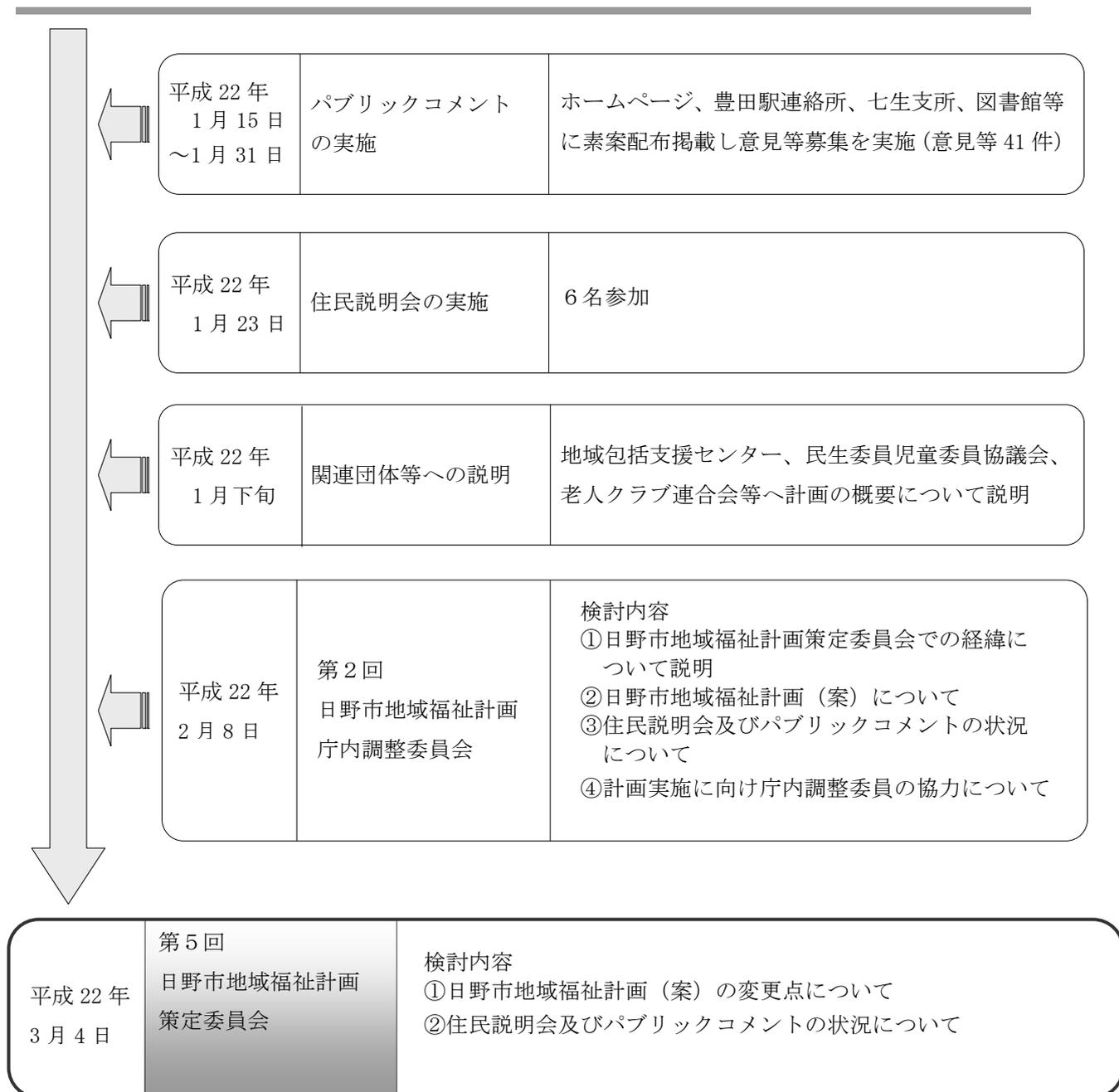
(1) 日野市地域福祉計画庁内調整委員会名簿

(◎会長)

所属部署・役職名	氏名（敬称略）
健康福祉部長	大坪 冬彦 ◎
子ども部長	高田 明彦
企画部長	荻原 弘次
教育部長	米田 裕治
健康福祉部参事	小林 寿美子
生活福祉課長	原田 啓一
障害福祉課長	篠崎 忠士
高齢福祉課長	大島 康二
健康課長	志村 理恵
健康福祉部主幹（介護保険担当）	飯島 美弘
子育て課長	木村 真理
保育課長	山田 二郎
子ども家庭支援センター長	奥住 恵子
企画調整課長	村田 哲也（～平成22年1月） 渡邊 博朗（平成22年2月～）
地域協働課長	松本 義行
都市計画課長	渡邊 博朗（～平成22年1月） 多田 房子（平成22年2月～）

3 日野市地域福祉計画策定の経緯





4 用語解説

英字

■ N P O

民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

■ N P O 法人

平成 10 年施行の「特定非営利活動促進法」により法人格を認証された民間非営利団体。法的には「特定非営利活動法人」という

あ行

■ アクションプラン

企画を実施するための基本方針、また、行動計画のこと。本計画では、より実効性のある計画としている。

■ インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービス。近隣や地域、民間やボランティアなどの非公式な援助活動など。

か行

■ 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする。

■ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。第 1 次ベビーブームの頃には合計特殊出生率は 4.5 以上の高い値を示したが、1950 年代には 3 を割り、1975 年には 2 を割り込むようになって将来の人口減少が予測されるようになり、1989 年には 1.57 ショックが起こり、少子化問題が深刻化した。

■高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%から14%未満を高齡化社会といい、14%から21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会という。本市では平成21年10月1日現在20.6%となっており、今後、超高齡社会をむかえることが予測される。

さ行

■社会資源

社会は、その規模の大小を問わず、一定の課題を解決したり、特定の目標を達成したりしなければならないが、そのために動員される道具的・手段的価値物のことで、既存の施設や地域で活動している団体などをいう。

■人口ピラミッド

国などの地域のある時点における年齢階層別人口を上下に、男女を左右に分けて並べた図。その形態によって人口構成を知ることができる。通常は、出生数が多く、死亡等により、年齢を重ねていくうちに人口が少なくなり、三角形のピラミッド状の形になるが、少子化の影響により三角形型にならず壺状になる傾向となっている。

■セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

た行

■地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置された。主な業務の内容としては、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）、介護予防支援を行う。

は行

■パブリックコメント

行政が新たな計画などを策定するとき、その案を公表し、住民からの意見・情報を得て公正な意思決定をするための制度。

■ふれあいサロン

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の人、また障害のある人、子育て世帯の人、外国人、などが、公民館などに集まり、地域の方々と一緒にふれあう場。

■ランチ

支店。分店の意味。地域包括支援センター等において、主たる窓口とは別に、より身近な窓口として地域に設置することがある。

■プロジェクト

企画、計画事業のこと。本計画を実現するための具体的な計画、事業を指す。

■ボランティア

一般的に、自発的な意思に基づいて、報酬を目的とせず、自分の能力等を他人や社会のために提供すること。

ま行

■民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。

活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮すことのできる地域社会づくりを目指している。

や行

■ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。